

秋田県研修医研修資金貸与制度のしおり（概要）

秋田県の地域医療を担おうとする気概と情熱に富んだ研修医に対して研修資金を貸与し、その研修を支援します（診療科が特定されています）。

制度のあらまし

1 応募資格

① 臨床研修医研修資金

- ・ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師であること。
- ・ 将来、秋田県内の公的医療機関等において、産婦人科、小児科、麻酔科、精神科、外科、循環器内科又は消化器内科の医師として勤務しようとする意思があること。

② 専門研修医研修資金

- ・ 産婦人科、小児科、麻酔科、精神科、外科、総合診療、循環器内科又は消化器内科の専門医の認定資格を取得するための研修を受けている医師であること。
- ・ 将来、秋田県内の公的医療機関等において、上記診療科の医師として勤務しようとする意思があること。

2 貸与額 月額 200,000円

3 貸与期間等

- (1) 貸与期間 臨床研修医研修資金にあつては、貸与決定の月から臨床研修を修了する（臨床研修開始後2年を経過する）までの期間、専門研修医研修資金にあつては、貸与決定の月から専門研修を修了する（専門研修開始後3年を経過する）までとします。
- (2) 貸与方法 毎月、本人の預金口座に振り込みます。

4 勤務医療機関等

- (1) 臨床研修又は専門研修を修了した後、直ちに知事が指定する県内の公的医療機関等において特定診療科の医師として勤務していただくこととなります。
- (2) 公的医療機関等とは、県、市町村、日本赤十字社又は厚生農業協同組合連合会の開設する病院、大学病院、救急告示指定病院などをいいます（一覧参照）。
- (3) 勤務先の指定にあたっては、「あきた医師総合支援センター」が本人の希望や県内の医師不足状況を勘案し、関係機関と調整します。

5 研修資金の返還

- (1) 返還しなければならない場合
研修医は、次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた各月分の研修資金に利息を加えた額を、その事由が生じた日から1年以内に、月賦又は最長半年賦（2回～2回払い）で返還しなければなりません。

- ① 辞退等により研修資金の貸与契約が解除されたとき。
- ② 臨床研修又は専門研修を修了した後、直ちに知事が指定する県内の公的医療機関等において特定診療科の医師の業務に従事しなかったとき。
- ③ 県内の公的医療機関等において特定診療科の医師の業務に従事しなくなったとき。

(2) 返還利息

返還利息は、各月の貸与額について、その貸与を受けた日から貸与契約の期間が満了した月の末日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とします。

(3) 延滞利息

正当な理由がなく、定める期限までに返還しなかったときは、返還すべき額について返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合で算定した延滞利息が課されます。

6 返還債務の全部免除

研修医が、次のいずれかに該当したときは、申請により返還債務の全額を免除します。

(1) 次の条件をすべて満たしたとき

- ① 臨床研修又は専門研修を修了した後、直ちに知事が指定する県内の公的医療機関等において特定診療科の医師の業務に従事すること。
- ② ①の医師の業務に従事した期間が研修資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達すること。

(2) 死亡等のとき

義務履行期間中に業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

7 返還債務の一部免除

- (1) 臨床研修又は専門研修を修了した後、直ちに知事が指定する県内の公的医療機関等において特定診療科の医師の業務に従事し、その業務従事期間が貸与期間の2分の1に相当する期間に達したときには、申請により研修資金の返還の債務（利息の返還債務を含む。）の一部を免除することができます。
- (2) 返還を免除できる額は、次のように計算します。

$$\text{返還免除額} = \text{返還総額} \times (\text{業務従事期間} / \text{義務履行期間})$$

8 問い合わせ先

秋田県医務薬事課医師確保対策室

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1410 FAX 018-860-3883

E-mail ishikakuho@pref.akita.lg.jp

URL <http://common3.pref.akita.lg.jp/ishikakuho/>